

# 公益財団法人稲垣小太郎記念奨学財団奨学金給与規程

## 第1章 総則

### (奨学生の資格)

第1条 公益財団法人稲垣小太郎記念奨学財団奨学金（以下「奨学金」という。）の給与を受ける者（以下「奨学生」という。）は、大学に在学し、志操堅固、学力優秀、身体強健であって、特に経済的援助を必要とする者でなければならない。

### (奨学金の給与期間)

- 第2条 奨学金を給与する期間は、奨学生の在学する学校の正規の修業年限とする。
2. 奨学生の在学する学校が1カ月以上継続して正規の授業が行われていないと認められる場合又は1カ月以上継続して臨時に休業した場合は、当該状況の継続する間奨学金を交付しない。
  3. 前項の場合における奨学金の給与期間は、第1項の規定にかかわらず、奨学生に採用したときからその者の在学する学校のその者にかかわる最短修業年限の終期までとする。

### (奨学金の給与金額)

第3条 奨学金の給与金額は、月額35,000円とする。

## 第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

### (奨学生の申請手続き)

- 第4条 奨学生となろうとする者（以下「奨学生志望者」という。）は、願書に次の書類を添え、在学する高等学校の長を経て代表理事に提出するものとする。
- (1) 在学する高等学校の長の推薦書
  - (2) 在学証明書
  - (3) 家族の所得を証明する書類
  - (4) 写真
2. 大学に在学する奨学生となろうとする者（以下「奨学生志望者（大学生）」という。）は、願書に次の書類を添え、代表理事に提出するものとする。
- (1) 在学証明書
  - (2) 成績証明書
  - (3) 家族の所得を証明する書類
  - (4) 写真

### (奨学生の採用)

第5条 代表理事は、奨学生選考委員会の儀を経て、高等学校に在学する奨学生志望者のなかから奨学生予定者を決定し、本人及び前条の高等学校の長に通知するも

のとする。

2. 奨学生予定者となったものは、所定の期日までに大学に入学したことを証する書類を代表理事あて提出しなければならない。
3. 代表理事は、奨学生予定者から前項の書類を受けたときは、当該奨学生予定者を奨学生として採用することを決定するものとし、その決定を本人、本人が入学した大学の長及び前条の高等学校の長に通知するものとする。
4. 代表理事は、奨学生選考委員会の儀を経て、大学に在学する奨学生志望者（大学生）のなかから奨学生として採用する者を内定し、本人に通知するものとする。
5. 内定通知を受けたものは、所定の期日までに進級を証する書類を代表理事あて提出しなければならない。
6. 代表理事は、前項の書類を受けたときは、当該内定者を奨学生として採用することを決定するものとし、その決定を本人及び在学する大学の長並びに卒業した高等学校の長に通知するものとする。
7. 奨学生として採用された者は、第3項又は第6項の通知を受けた日から15日以内に保証人と連署した誓約書を代表理事あて提出しなければならない。

（奨学金の交付）

第6条 奨学金は、毎月又は複数月分を併せて交付するものとする。

2. 奨学金は、直接本人に交付するものとする。ただし、これにより難しい場合は適切にして確実な方法によることができる。

（学業成績及び生活状況の報告）

第7条 奨学生は、毎学年度末学業成績表及び生活状況報告書を代表理事あて提出しなければならない。

（異動届出）

第8条 奨学生は、次の号のいずれの一に該当する場合は、直ちに代表理事あて届け出なければならない。ただし、本人が病気その他の事由により報告することができないときは、保証人が届け出るものとする。

- (1) 休学、復学、転学もしくは退学したとき、又は1カ月以上欠席しようとするとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき、又は刑事事件に関し起訴されたとき
- (3) 第2条第2項に該当すると認められる状況がおこったとき
- (4) 本人又は保証人の住所、その他重要な事項に変更があったとき

（奨学金の休止及び停止）

第9条 奨学生が休学し、又は1カ月以上欠席したときは、当該休学又は欠席の期間、奨学金の交付を休止する。

2. 奨学生の学業又は性行などの状況により、必要があると認めたときは、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第10条 前条の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が止んだことを在学学校長が証する書類を添えて願い出たときは、奨学金の交付を復活することができる。ただし、休止又は停止されたときから2年を経過したときは、この限りではない。

(奨学金の廃止)

第11条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、奨学生選考委員会の儀を経て、奨学金の交付を廃止する。

- (1) 傷い疾病等のため成業の見込みがなくなったとき
- (2) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 学業成績又は操行が不良となったとき
- (5) 学校内又は学校外の秩序を乱す等の行為があったとき
- (6) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき
- (7) その他第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第12条 奨学生は、いつでも奨学金の辞退を申し出ることができる。

附則

1. 平成17年4月1日施行
2. 平成24年4月27日改定
3. 平成28年5月19日改定
4. 平成28年11月16日改定
5. 平成30年2月15日改定